

# 家畜衛生情報

次の定期報告時に

豚・いのしし6頭以上の所有者の方が対象

飼養衛生管理マニュアル(写し)を

添付してご提出願います

豚・いのしし6頭以上の所有者の方は、令和2年4月に改正された家畜伝染病予防法に基づき、現在農場で活用されている飼養衛生管理マニュアルの写しを、次の定期報告時に、家畜保健衛生所まで提出する必要があります。

詳しくは、1月末頃にお送りする家畜保健衛生所からの通知をご確認ください。

## 定期報告とは。

豚・いのししの所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年4月15日までに、2月1日時点の飼養状況<sup>\*</sup>の報告を義務づけられています。

<sup>\*</sup> 飼養状況・・・所有者氏名、飼養衛生管理者氏名、住所、家畜の頭羽数等



## 次の定期報告には、飼養衛生管理マニュアルを添付してください。

これまで毎年提出されている定期報告の様式に加えて、各農場で作成された飼養衛生管理マニュアルを添付して、提出してください。

次の定期報告で提出し、飼養衛生管理マニュアルの内容に変更が無ければ、それ以降、毎年の定期報告時の提出は不要です。

## 飼養衛生管理基準の自己点検をお願いします！

### ～特に大事な7項目～

国内の豚熱ワクチン接種農場で、断続的に豚熱が発生し、気を抜くことができない状況が続いていますので、毎月1回以上の自己点検をお願いします。

国の指示により、家畜保健衛生所が自己点検結果について、少なくとも年4回、定期的に電話等で聞き取りしますので、その際にご対応をよろしくお願いいたします。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 畜舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 6 畜舎外での病原体の汚染防止
- 7 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232